

株券電子化のための特別口座記載事項の通知
および特別口座を開設する口座管理機関に関する公告

平成 20 年 12 月 1 日

株主及び登録株式質権者 各位

東京都品川区大崎五丁目 5 番 2 3 号
ヒロセ電機株式会社
代表取締役社長 中村 達朗

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）の施行日において決済合理化法附則第 7 条により振替口座簿に記載されなかった株主及び登録株式質権者（以下、株主等という。）について、同日以後遅滞なく、特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し同法附則第 8 条第 5 項に定める事項を通知し、また、同法附則第 8 条第 4 項の申出を次の口座管理機関に行い、株主等のために特別口座を開設することを同法附則第 8 条第 1 項の規定により、公告いたします。

【特別口座を開設する口座管理機関】

名 称 住友信託銀行株式会社
住 所 大阪府中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号

以 上